

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
 ○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

整理番号

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号	-	フリガナ	
	電話番号	()	氏名	
フリガナ			フリガナ	
氏名			氏名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 <input type="text"/>	[平成 <input type="text"/>
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② <input type="text"/>	③ <input type="text"/>
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④ <input type="text"/>	⑤ <input type="text"/>
うち居住用部分の(床)面積	⑥ <input type="text"/>	⑦ <input type="text"/>

居住開始年月日	⑧ 平成 <input type="text"/>
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨ <input type="text"/>
うち居住用部分の金額	⑩ <input type="text"/>

※ ⑨(補助金等がある場合は(付表1)の⑥の金額)が100万円を超えるとときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の①)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得
--	------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① <input type="text"/>	② <input type="text"/>	③ <input type="text"/>	④ <input type="text"/>
あなたの持分に係る取得対価の額等	⑤ (①×①)又は(付表1)の⑦の⑤	⑥ (②×②)又は(付表1)の⑧の⑤	⑦ (③×③)又は(⑤×⑤)又は(⑥×⑥)	⑧ (④×④)又は(付表1)の⑨(⑥×⑥)又は⑩の⑤

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	① <input type="text"/>	② <input type="text"/>	③ <input type="text"/>	④ <input type="text"/>
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑭の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑤ <input type="text"/>	⑥ <input type="text"/>	⑦ <input type="text"/>	⑧ <input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑬の金額 ※連帯債務がない場合には、③の金額を書きます。	⑨ <input type="text"/>	⑩ <input type="text"/>	⑪ <input type="text"/>	⑫ <input type="text"/>
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑬ <input type="text"/>	⑭ <input type="text"/>	⑮ <input type="text"/>	⑯ <input type="text"/>
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	⑰ <input type="text"/>	⑱ <input type="text"/>	⑲ <input type="text"/>	⑳ <input type="text"/>
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑬×⑰)	㉑ <input type="text"/>	㉒ <input type="text"/>	㉓ <input type="text"/>	㉔ <input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高の合計額 (①の⑧+②の⑩+③の⑪+④の⑫)	⑳ <input type="text"/>			㉕ <input type="text"/>

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 ※	⑪ 断熱改修工事等の費用の額 ※	⑫ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)..... <input type="checkbox"/>	⑬ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額 ※	⑭ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額 ※	⑮ 特定増改築等工事の費用の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)
2 障害者(1に該当する方を除きます。)..... <input type="checkbox"/>	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×⑮の①)	⑰ 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (⑮と⑯のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。)	
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます。)..... <input type="checkbox"/>	同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()		

※⑩欄から⑮欄までの金額が50万円を超えるとときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面の4を参照してください。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。 番号

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑮の金額を転記します。 ⑮

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間	適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受ける場合に二面の⑮の金額を右に転記します。 ⑮ <input type="text"/>
------	---------	------	---------	--

9 控除証明書の要否

平成31年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

整理欄 登録 登記 契り 残 確 証 認定 付1 付2 仮 A B C

住民 台帳番号 一連番号

一面 提出用 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○平成30年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。										⑨		円	
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)				
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から8のいずれかを選択する場を除外します。)	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円	4	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円	円	
		住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高20万円		認定住宅の低炭素住宅に該当するとき	平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円	円	
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高20万円		5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高12万5千円	円
		平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高12万円	円	
		平成24年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円				住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高12万5千円	円	
平成23年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高50万円	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高12万円	円			
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高8万円			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高12万5千円	円				
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.004 =$	⑮	最高10万円	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高60万円	円	
		平成19年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.004 =$	⑮	最高30万円			平成26年4月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高36万円	円	
3	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高50万円	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高48万円	円	
		住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高48万円	円	
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高48万円	円	
		平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高60万円								
4	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高50万円								
		住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円								

※1 ⑮欄の金額を一面の⑮欄に転記します。

※2 ⑮欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑲欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。

その作成した各明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑲欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑲	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額を記載します。	⑲	円

※ ⑲欄の金額を一面の⑲欄に転記します。

二面
提出用

○二面は一面と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名)

住所、郵便番号、電話番号、フリガナ、氏名

フリガナ、氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

Table with columns for '家屋に関する事項' and '土地等に関する事項'. Rows include: 居住開始年月日, 取得対価の額, 総(床)面積, うち居住用部分の(床)面積.

Table with columns for '居住開始年月日', '増改築等の費用の額', 'うち居住用部分の金額'. Includes circled numbers ㉚, ㉛, ㉜.

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の㉔又は3の㉛)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

5 家屋や土地等の取得対価の額

Table with columns: ① あなたの共有持分, ② あなたの持分に係る取得対価の額等, ③ 家屋, ④ 土地等, ⑤ 合計, ⑥ 増改築等.

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table with columns: ③ 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高, ④ 連帯債務に係るあなたの負担割合, ⑤ 住宅借入金等の年末残高, ⑥ ②と⑤のいずれか少ない方の金額, ⑦ 居住用割合, ⑧ 居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高, ⑨ 住宅借入金等の年末残高の合計額.

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

Table with columns: ⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額, ⑪ 断熱改修工事等の費用の額, ⑫ 特定断熱改修工事等の費用の額, ⑬ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額, ⑭ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額, ⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額, ⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額.

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑱の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

Table with columns: 適用期間, 適用期間の特例, 重複適用, 重複適用の特例, ⑲, 〇〇

○平成30年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。										⑨	円	
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円) 円	4	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円	
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高20万円) 円	平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合				$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円) 円		
		平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高20万円) 円	高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合				平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	(最高12万5千円) 円
		平成24年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円					住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	(最高12万円) 円	
		平成23年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円) 円					住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	(最高12万5千円) 円	
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高50万円) 円	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	(最高12万5千円) 円					
平成20年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.004 = ⑮$	(最高8万円) 円		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	(最高12万円) 円						
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.004 = ⑮$	(最高10万円) 円	6	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成28年4月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	(最高12万5千円) 円	
		平成19年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.004 = ⑮$	(最高10万円) 円				震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑮$	(最高60万円) 円	
3	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高50万円) 円	7	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円	
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円	平成24年中に居住の用に供した場合				$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円) 円		
		平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円	平成23年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合				$⑨ \times 0.012 = ⑮$	(最高60万円) 円		
		平成24年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円) 円	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合				平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑮$	(最高36万円) 円	
4	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高50万円) 円	8	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑮$	(最高48万円) 円	
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円								

※1 ⑮欄の金額を一面の⑮欄に転記します。

※2 ⑮欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑲欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。

その作成した各明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑲欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑲	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額を記載します。	⑲	円

※ ⑲欄の金額を一面の⑲欄に転記します。

二
面
住

平成 30 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

整理番号	□□□□□□□□
------	----------

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号 -	フリガナ	
	電話番号 ()	氏名	
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 □□.□□.□□	[平成 □□.□□.□□]
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② □□□□□□□□	③ □□□□□□□□
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きま。	④ □□□□.□□	⑤ □□□□.□□
うち居住用部分の(床)面積	⑥ □□□□.□□	⑦ □□□□.□□

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 □□.□□.□□
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨ □□□□□□□□
うち居住用部分の金額	⑩ □□□□□□□□

※ ⑨(補助金等がある場合は(付表1)の⑥の金額)が100万円を超えると、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の③)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得
--	------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	□□□□/□□□□	□□□□/□□□□		□□□□/□□□□
あなたの持分に係る取得対価の額等	⑤(①×①)又は(付表1)の③の⑤	⑥(②×②)又は(付表1)の④の⑤	⑦(③×③)又は(⑤+⑥)	⑧(④×④)又は(付表1)の⑥の⑤又は⑦

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤ □□□□□□□□	⑥ □□□□□□□□	⑦ □□□□□□□□	⑧ □□□□□□□□
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑭の割合 ※連帯債務がない場合は、100.00%と書きま。	⑨ □□□□.□□	⑩ □□□□.□□	⑪ □□□□.□□	⑫ □□□□.□□
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑬の金額 ※連帯債務がない場合は、⑤の金額を書きま。	⑬ □□□□□□□□	⑭ □□□□□□□□	⑮ □□□□□□□□	⑯ □□□□□□□□
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑰ □□□□□□□□	⑱ □□□□□□□□	⑲ □□□□□□□□	⑳ □□□□□□□□
居住用割合 ※90%以上である場合は、100.0%と書きま。	㉑ □□□□.□□	㉒ □□□□.□□	㉓ □□□□.□□	㉔ □□□□.□□
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑰×㉑)	㉕ □□□□□□□□	㉖ □□□□□□□□	㉗ □□□□□□□□	㉘ □□□□□□□□
住宅借入金等の年末残高の合計額 (①の⑰+②の⑱+③の⑲+④の㉘)	⑲ □□□□□□□□			⑳ □□□□□□□□

※ ⑲の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑲」欄に転記します。

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 ※	⑪ 断熱改修工事等の費用の額 ※	⑫ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※
1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上).....	⑬ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額 ※	⑭ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額 ※	⑮ 特定増改築等工事の費用の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)
2 障害者(1に該当する方を除きます).....	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑬又は⑭×⑮の⑯)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (⑲と⑯のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。)	
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます).....	⑰	⑱	⑲
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きま。 氏名() 続柄()	⑲	⑲	⑲

※⑩欄から⑱欄までの金額が50万円を超えると特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面の4を参照してください。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きま。	番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑲の金額を転記します。	⑲ □□□□□□□□

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間	適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受ける場合に二面の⑲の金額を右に転記します。	⑲ □□□□□□□□
------	---------	------	---------	-------------------------------------	------------

9 控除証明書の要否

平成31年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。	要する
---	-----

一面

控用

この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

○平成30年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。										⑨		円		
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)					
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から8のいずれかを選択する場を除外します。)	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円	4	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円	円	00	
		住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高20万円		認定住宅の低炭素住宅に該当するとき	平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円	円	00	
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高20万円		5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高12万5千円	円	00
		平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高12万円	円	00	
		平成24年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円				住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高12万5千円	円	00	
平成23年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高50万円	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高12万円	円	00			
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高8万円			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高12万5千円	円	00				
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.004 =$	⑮	最高10万円	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高60万円	円	00	
		平成19年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.004 =$	⑮	最高30万円			⑨の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑰の金額() $+ (⑬ - ⑰) \times 0.01 =$	⑮	最高36万円	円	00		
3	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高50万円	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高48万円	円	00	
		住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高48万円	円	00	
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高48万円	円	00	
		平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円									
4	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高50万円									
		住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円									

※1 ⑮欄の金額を一面の⑮欄に転記します。

※2 ⑮欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑲欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。

その作成した各明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑲欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑲	円	00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額を記載します。	⑲	円	00

※ ⑲欄の金額を一面の⑲欄に転記します。

二面
控
用
○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1～7に留意して記載してください。

なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」)といひます。)及び「(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」)といひます。)を併せて使用します。

種類	使用区分
(付表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といひます。)の適用がある場合
(付表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「〔平成□□.□□.□□〕」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

②欄は次の表に従って、該当する金額を転記又は計算して記載します。

		住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
		共有持分なし	共有持分あり	
Aの②欄		㊦	㊦×Aの①	(付表1)のCの②⑥
Bの②欄		㊧	㊧×Bの①	(付表1)のDの②⑥
Dの②欄	補助金等なし	㊨	㊨×Dの①	(付表1)のFの②⑥
	補助金等あり	(付表1)の⑥	(付表1)の⑥×Dの①	

3 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

- (1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といひます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます)。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- (2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、Eの⑦欄とFの⑦欄の割合又はFの⑦欄とHの⑦欄の割合の差が10%以内(⑦欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します。)である場合には、それぞれIの面積は「△×Eの⑦」又は「△×Hの⑦」とし、Fの⑦欄は、それぞれEの⑦欄の割合又はHの⑦欄の割合を書いて差し支えありません。

- (3) Gの⑦欄の記入に当たって、Eの⑦欄とFの⑦欄の割合又はFの⑦欄とHの⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれEの⑦欄の割合又はHの⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、Gの⑧欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。

$$\begin{aligned} \text{i} \quad & \text{Gの⑥欄の金額(円)} \times \frac{\text{Aの②欄又はDの②欄の金額(円)}}{\text{Cの②欄の金額(円)}} \times \frac{\text{Eの⑦欄又はHの⑦欄の割合}}{\text{Hの⑦欄の割合}} (\%) = (\text{円}) \\ \text{ii} \quad & \text{Gの⑥欄の金額(円)} \times \frac{\text{Bの②欄の金額(円)}}{\text{Cの②欄の金額(円)}} \times \text{Fの⑦欄の割合} (\%) = (\text{円}) \end{aligned}$$

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成30年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合

※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

※3 適用は平成21年6月4日以降

4 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑩欄から⑭欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑪欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑭欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

※1 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑫、⑮、⑱又は㉑欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫、⑬又は⑭欄に書きます。

※2 ⑩欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※3 ⑪欄又は⑫欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※4 ⑬欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑭欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

5 二面への転記

一面⑰欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

(1) ⑩欄の金額がある場合は、二面番号5の⑰欄へ転記

(2) ⑩欄の金額がなく、⑪欄又は⑫欄の金額がある場合は、二面番号6の⑰欄へ転記

(3) ⑩欄から⑫欄の金額がなく、⑬欄の金額がある場合は、二面番号7の⑰欄へ転記

6 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑱欄に転記します。なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

(1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合

「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。

(2) (1)以外の場合で災害により居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき

「適用期間」の文字を○で囲みます。

(3) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑱欄に記載します。

(4) (3)以外の重複適用を受ける場合

「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑱欄に記載します。

※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

7 申告書への転記等

(1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

⑱(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：平成30年3月13日居住開始(特定))を書きます。

(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

⑲(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成30年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。